

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年9月17日)

【件名】

- 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証について
(家庭支援課)・・・2
- 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
(子ども発達支援課)・・・3

子ども家庭部

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証について

令和6年9月17日
家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案の二次検証のために社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に設置した検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第2回二次検証委員会を開催しましたのでその概要について報告します。

1 日時 令和6年9月11日（水）午前10時から12時半まで

2 場所 鳥取県庁第21会議室（鳥取市東町一丁目271）

3 出席者

二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員
事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV室長 西村耕一

4 議事概要

(1) 事案発生当時及び現在の当該児童養護施設の状況について

- ・事案発生当時及び現在の当該児童養護施設の状況について、事務局が説明。

(2) 児童福祉審議会の法的位置づけについて

- ・藤原委員から、児童福祉審議会の児童福祉法における法的位置づけや重大事案発生時の検証のあり方について説明。

(3) 検証を進めていくにあたっての視点の確認

- ・(1)及び(2)の内容を踏まえ、今後検証を進めていくにあたって、必要な資料や検討すべき内容などについて議論を行った。
- ・二次検証を実施するにあたっての調査対象の範囲をどうするのか今後検討が必要であること、一次検証の検証委員の人选の是非や事案発生当時の施設運営体制の課題等について論点となることを確認した。
- ・自死した児童の尊厳を中心に据えて、児童が何を望んでいたのかという視点で二次検証を進めて行くことについて、改めて委員間で認識を共有した。
- ・事案発生当時の当該施設の人員体制や医療との連携状況、入所児童の人数・年齢などを改めて整理する必要があるという意見があった。
- ・二次検証は一次検証で足りなかった観点や論点を補う形で進めていくことを確認した。

5 その他

- ・第3回開催日は、令和6年10月16日（水）に決定した。

平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和 6 年 9 月 17 日
子ども発達支援課

平成 30 年 12 月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」について、第 5 回児童支援部会を開催しましたので、その概要について報告します。

記

- 1 日時 令和 6 年 9 月 2 日（月）午後 1 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 場所 鳥取県立皆成学園会議室（倉吉市みどり町 3564-1）
- 3 出席者 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会
加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、水野壮一委員、
森田明美委員、渡邊大智委員（以上 7 名）
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

4 議事概要

(1) 本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果について

<主な意見>

- ・県本庁、学園の組織としての判断・意思決定過程がわからないのは、組織としての弱点や責任性が曖昧になる。
- ・事故対応で、マニュアルに沿った対応ができていないのは、基本的なことから落ち度があったと言える。

(2) 本事案の保護者対応について（発生直後、一定期間経過後、保護者との関係構築、補償等の説明等）

<主な意見>

- ・重大事案発生時のガイドライン、対応事項のチェックリストがあったほうがよい。
- ・学園長がリーダーシップをとり、方針をもって保護者対応していたようには見えず、組織的に対応していたとは言えない。
- ・児童相談所が、皆成学園と一緒に保護者に対応したほうがよかった。
- ・県本庁と学園の間で、補償の必要性の判断が曖昧になっていた。まず家族の意向を確認されているが、先に県の方向性を出すべきだった。
- ・補償に関するやりとりは、誰が決定権を持って、事案直後や一定期間経過後に何を話すのか、第三者性の高い者（弁護士など）が担当することなどを定めておいたほうがよい。

(3) 総合的な体制について（組織・職員体制のあり方等）

<主な意見>

- ・人事配置について、行動障がいのある児童が入所した場合の増員・加配など、県の基準を定めてはどうか。
- ・今後てんかんのいる児童が増加したときに、現在の入浴支援マニュアルで対応できるか、検討しておいたほうがよい。

5 その他

- ・第 6 回開催日は、令和 6 年 10 月 21 日（月）に決定した。